## ○町田市家庭的保育事業等の認可等に関する規則

平成27年3月31日

規則第13号

子ども生活部子育て推進課

改正 平成28年3月11日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第34条の15第2項に規定する認可及び同条第7項に規定する承認に関し、法及 び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)に 定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可申請書)

- 第2条 省令第36条の36第1項の規定による申請は、町田市家庭的保育事業等認可申請書(第1号様式)により行うものとする。
- 2 前項の申請をしようとする者は、当該申請に係る事項について、あらかじめ市長 に協議しなければらない。

(認可証等)

- 第3条 市長は、法第34条の15第2項に規定する認可をしたときは、町田市家庭 的保育事業等認可証(第2号様式)を申請者に交付するものとする。
- 2 法第34条の15第6項の規定による通知は、町田市家庭的保育事業等認可申請 却下決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(変更の届出)

第4条 省令第36条の36第3項又は第4項の規定による届出は、町田市家庭的保 育事業等認可事項変更届(第4号様式)により行うものとする。

(廃止又は休止の承認申請書等)

第5条 省令第36条の37第1項に規定する承認の申請は、町田市家庭的保育事業 等廃止(休止)承認申請書(第5号様式)により行うものとする。 2 市長は、法第34条の15第7項に規定する承認をしたときは、町田市家庭的保 育事業等廃止(休止)承認通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものと する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月11日規則第38号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。